

意見に対する計画の考え方

1 意見募集の概要

件名	第10次文京区交通安全計画（素案）
意見の募集期間	平成24年1月4日～2月3日
意見の提出方法	電子メール(1件)、郵送(2件)
意見を提出した人数 及び件数	3人 3件

2 意見に対する計画の考え方

No	いただいた意見（要旨）	件数	計画の考え方
1	自転車は歩道を走行する際は歩行者の安全のため、常にベルを鳴らすことを義務付けるべきである。	1	<p>「自転車安全利用五則」（警視庁）では、「自転車は、車道が原則、歩道は例外」、「車道は左側を通行」、「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」とあります。そのため、自転車側からベルを鳴らすなどの注意を発するというより、「車道における左側通行と歩道における歩行者優先」に重点を置いた自転車利用者のルール遵守・マナー向上の普及啓発を図ることについて、本計画に掲載しております。</p> <p>なお、道路交通法第54条により、警音器（ベル）は道路標識等により鳴らさなければいけない場合や危険を防止するためやむを得ないとき以外は鳴らしてはいけないことになっています。</p> <p>したがって、今回の交通安全計画に自転車は歩道走行中に常にベルを鳴らすことを義務付けることはできません。</p>
2	目白台1-18先日本女子大前交差点付近の、豊坂から見て左側に歩道をつくってほしい。	1	交差点付近について所轄警察と協議を行いました。歩道の設置は困難な状況です。
3	向丘2丁目の都道452号（大観音通り）の路上駐車について取り締まりを行ってほしい、また歩道にガードレールを設置してほしい。	1	平成17年度に当該路線の道路工事の際、東京都と地元の方々と調整した結果、現在の形になったものです。